15　利用調整基準表

保育所等において、受入可能数を上回る保育の利用申込みがあった場合は、以下により、優先順位を決定したうえで、利用する児童を決定します。

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育（地域枠））のことです。

＜優先順位の決定方法＞

「１ 基本点数」に「２ 調整点数」を加えたものを利用調整における点数とし、点数が高い程、優先順位が高いものとします。「最優先」に該当する場合は、それ以上の点数の加点（減点）は行いません。

※「１ 基本点数」「２ 調整点数」の点数欄にある「※」は、児童福祉の観点から福祉事務所長が必要と認めた場合、別途点数を設定します。

１　基本点数

「基本点数」は、父母それぞれの該当する点数の合計とします。

複数の類型に該当する場合は、高い方をそれぞれの点数とします。

※ひとり親の場合は、当該ひとり親の「１ 基本点数」に、「２ 調整点数」の「ひとり親」を加点します。

類型		状況	父	母
就労	居宅外労働	居宅外で労働している場合（月の労働時間が120時間以上）	220	220
		居宅外で労働している場合（月の労働時間が120時間未満）	130	130
	居宅内労働	居宅内で労働している場合（月の労働時間が120時間以上）	190	190
		居宅内で労働している場合（月の労働時間が120時間未満）	120	120
妊娠、出産		妊娠中であるか又は出産後間がない場合（出産前後8週間）		170
疾病、負傷障害	疾病、負傷	疾病又は負傷している場合（入院加療又は居宅内常時臥床の状態）	220	220
		疾病又は負傷している場合（居宅内で安静を要する状態）	160	160
		疾病又は負傷している場合（上記以外）	70	70
	精神又は身体の障害	精神又は身体に障害を有する場合（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合）	150	150
		精神又は身体に障害を有する場合（上記以外）	60	60
同居親族の介護、看護		同居の親族を常時介護、看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	140	140
		同居の親族を常時介護、看護している場合（上記以外）	50	50
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	最優先	
求職活動		家計の主宰者が、現に求職活動を行っている場合	120	120
		現に求職活動を行っている場合（上記以外）	30	30
就学		学校教育法に規定する学校等に在学している、若しくは職業訓練校等における職業訓練を受けている場合	120	120
児童虐待･配偶者からの暴力		児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合	最優先	
前各号に類するもの		児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	※	※

＜育児休業の延長が可能である場合の利用調整について＞

「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について（平成31年２月７日付　厚生労働省保育課　事務連絡）」を踏まえ、「育児休業の延長に伴う入所選考順位に係る届出」を提出した方は、他の保育所等申込者の後に選考することを了承いただいたものとして取扱います。４月入所の１次申込みの期間（11月1日から１月下旬※）に届出が提出された場合は、１次調整ではなく、２次調整から選考します。

※利用調整での優先順位を下げることを許容できる旨の申し出であり、選考の結果が不承諾になることを確約するものではありません。

※取扱を変更する場合は、「育児休業の延長に伴う入所選考順位に係る届出の取り下げ書」を利用申込の締切日までに提出してください。

※現在未定のスケジュールについては、決定次第お知らせします。

２　調整点数

以下の類型に該当する場合は、「１ 基本点数」に加点（減点）します。

「保育士」「保護者の障害」「その他」の類型のみ、該当があれば、父母それぞれで点数を加点します。

類型	状況	父	母
卒園児	乳児専門保育所及び地域型保育事業（事業所内保育（従業員枠）を除く）の卒園児（地域型保育事業の卒園児については、原則、連携施設の利用を希望する場合に適用）	最優先	
ひとり親	母子家庭又は父子家庭の状態にある場合	230	
保育士	保育士として保育所等で就労予定（内定者）、又は現に就労している場合（月の労働時間が120時間以上）	200	200
	保育士として保育所等で就労予定（内定者）、又は現に就労している場合（月の労働時間が120時間未満）	100	100
育児休業復帰	休業開始により退園した児童で、退園前に利用していた保育所等を希望する場合（育児休業の対象となる児童で、退園した児童と同一の保育所等を希望する場合にも適用）	170	
	休業開始により退園した児童で、退園前に利用していた保育所等以外を希望する場合（育児休業の対象となる児童で、退園した児童と同一の保育所等を希望する場合にも適用）	170	
	休業開始前から利用しているきょうだいと同一の保育所等を希望する場合	170	
	上記以外で、休業復帰に伴い保育所等の利用を希望する場合	140	
きょうだい	きょうだいが異なる保育所等に在籍しているため、いずれかに転園させる場合	170	
	既にきょうだいが在籍している保育所等を希望する場合	170	
	きょうだいで新たに同一の保育所等を希望する場合	170	
多子世帯	小学校６年生までの児童が３人以上いる世帯（児童に増減があった場合は届出が必要です）	10	
保護者の障害（基本点数が「疾病、負傷、障害」以外の場合に限る。）	精神又は身体に障害を有する場合（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合）	10	10
	精神又は身体に障害を有する場合（上記以外）	5	5
同居親族の介護、看護（基本点数が「同居親族の介護、看護」以外の場合に限る。）	同居の親族を常時介護、看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	10	
	同居の親族を常時介護、看護している場合（上記以外）	5	
当該児童の障害	利用申込みをしている児童が障害を有する場合	5	
生活保護	就労による自立支援につながると判断される場合	5	
転園（転居又は転勤による転園希望の場合に限る。）	区外への転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	10	
	区内での転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	5	
その他	児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	※	※

※利用調整基準表については令和６年11月時点のものであり、今後変更することがあります。

３　同一点数で並んだ場合の優先基準

「基本点数＋調整点数」が同一点数で並んだ場合は、以下により、利用する児童を決定します。

ただし、「最優先」に該当するケースが同時に発生し、競合した場合には、福祉事務所長が総合的に判断し、優先順位を決定します。

段階	優先基準
第１段階	転園希望者よりも現在保育所等を利用していない方を優先する。
第２段階	当該施設において利用希望順位が高い方を優先する。
第３段階	保育所等の利用申込みを行っているものの、利用できずに待っている期間（利用開始希望日からの期間）が長い方を優先する。
第４段階	最初に、ひとり親を優先する。次に、基本点数（父母の基本点数を合計したもの）を比較し、点数が高い方を優先する。
第５段階	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い点数を比較し、その点数が高い方を優先する。